

## 船員法関係手数料令の一部改正案について(報告)

「船員法等の一部を改正する法律」関連の政令として、今般、以下の政令を制定・公布

### 「船員法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案」

○内容: 「船員法等の一部を改正する法律」の一部の施行に伴い、船員法関係手数料令の改正を行う。  
具体的には、船員法第83条の14第1項及び同法第83条の19において準用する同法第83条の14第1項の規定による、国土交通大臣が行う生存講習及び消火講習を受講する場合における手数料の額を定める。

(1) 船員法第83条の14第1項の規定による国土交通大臣が行う生存講習の受講に係る手数料  
16,800円

(2) 船員法第83条の19において準用する同法第83条の14の規定による国土交通大臣が行う消火講習の受講に係る手数料  
56,900円

○公布: 令和7年 12月中旬(P)

○施行: STCW-F条約が日本国について効力を生ずる日